WIPO PCT
The International Patent System
WORLD INTELLECTUAL PROPERTY ORGANIZATION

PCT NEWSLETTER

https://www.wipo.int/pct/ja

2025 年 5 月号 | No. 05/2025

PCT ニュースレター日本語訳では、PCT NEWSLETTER (英語版) の翻訳を提供しています。
PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

PATENTSCOPE のお知らせ

PCT モニタリング機能

WIPO のグローバル特許データベースである PATENTSCOPE では、公開された PCT 出願に関する重要な変更 (再公開、書誌情報や国内段階データの更新、利用可能な新規書類など) を手動で繰り返し検索することなく、容易にモニターすることが可能な PCT モニタリング機能が利用できます。ユーザは、2022 年 4 月以降に公開された PCT 出願の PCT 書誌情報タブから “Start Watching” 「ウォッチリストに追加」機能を起動することで、最大 20 件の出願を同時に追跡することができます。

詳細は、PATENTSCOPE ユーザガイドに掲載されています。

https://patentscope.wipo.int/search/help/en/users_guide.pdf (英語版)

https://patentscope.wipo.int/search/help/ja/users_guide.pdf (日本語版)

検索可能な標準必須特許 (SEP) の宣言

特許について SEP 宣言が行われた場所を示す専用フィールドも PATENTSCOPE に追加されました。

標準必須特許 (SEP: Standard Essential Patent) とは、特定の技術標準の実施に不可欠な発明を保護する特許です。このような標準は、多様な企業が提供する様々な製品やサービスの安全性、相互運用性、互換性を確保するために非常に重要です。

3 つの標準開発機関 (SDOs: Standard Developing Organizations) で採択された技術標準に必要不可欠であると宣言された特許は、その旨が表示され、PATENTSCOPE の新しいタブ “Declared SEP”「宣言された SEP」で検索可能です。

近日開催予定の PCT セミナー、ウェビナーや他の PCT 関連イベントをお見逃しなく。
詳細は今月号の PCT セミナーカレンダーをご覧下さい。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

詳細は、以下のリンク先の PATENTSCOPE News をご参照下さい。

https://www.wipo.int/web/patentscope/w/news/2025/patentscope-now-includes-standard-essential-patent-declarations

期間が遵守されなかったことによる遅滞についての許容規定 (PCT 規則 82 の 4.1)

PCT 規則 82 の 4.1(d) に基づく通知 (スペイン特許商標庁)

PCT 規則 82 の 4.1(d) に従い、スペイン特許商標庁は、2025 年 4 月 28 日と 29 日に発生した全般的な停電がスペインにおける電子通信サービスの利用に影響を及ぼしたことを受け、上記期間中の停電により PCT 規則が定める期間を遵守できなかった出願人は、PCT 規則 82 の 4.1(a) に基づき、期間遵守できなかったことによる遅滞の許容を当該官庁に対し請求できる旨、及び証拠提出の必要性が放棄される旨を国際事務局に通知しました。

詳細は、当該官庁のウェブサイトに掲載された情報をご参照下さい。

https://www.oepm.es/en/sobre-OEPM/noticias-y-eventos/noticias/noticiap/Ampliacion-plazos-como-consecuencia-de-incidencia-electrica./

PCT アップデート

AU: オーストラリア (手数料)
NZ: ニュージーランド (手数料)
ZA: 南アフリカ (手数料)

米国ドルで支払う国際出願手数料及び取扱手数料 (一部の官庁)

2025 年 7 月 1 日から、PCT 手数料表に表示されている国際出願手数料、30 枚を超える用紙一枚ごとの手数料、手数料表の項目 4 に記載されている電子出願の減額 (該当する場合) 及び取扱手数料の米国ドルでの換算額が変更になります。PCT 出願人の手引 (https://www.wipo.int/pct/guide/en/ (訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)) の以下の附属書において、これらの変更が反映されました。

- 附属書 C (受理官庁): AM、AP、AZ、BH、BW、BY、BZ、CL、CR、DJ、DO、EA、EC、EG、GE、GH、HN、IB、IL、IN、IQ、IR、JM、JO、KE、KG、KH、KZ、LR、MD、MW、MX、NI、OM、PA、PE、PG、PH、QA、RU、SC、SV、SY、TJ、TM、TT、UA、UG、US、UY、UZ、WS、ZM、ZW。
- 附属書 E (国際予備審査機関): CL、EA、EG、IN、PH、 RU、US。

調査手数料及び国際調査に関連するその他の手数料 (一部の官庁)

2025 年 7 月 1 日から、以下の官庁が実施する国際調査について、下記に特定した通貨で支払う換算額が変更になります。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

オーストリア特許庁 南アフリカランド

カナダ知的財産庁 ユーロ

エジプト特許庁 スイスフラン、ユーロ

欧州特許庁 (EPO) 米国ドル、南アフリカランド

イスラエル特許庁 ユーロ

日本国特許庁 米国ドル

韓国知的財産庁 スイスフラン

新料金は、手数料表 I(b) に表示されています。

(PCT 出願人の手引 附属書 D (AT、CA、EG、EP、IL、JP、KR) が更新されました)

取扱手数料 (オーストラリア特許庁、イスラエル特許庁、韓国知的財産庁)

2025 年 7 月 1 日から、国際予備審査機関としてのオーストラリア特許庁に対してオーストラリアドル、イスラエル特許庁に対してイスラエルシェケル、韓国知的財産庁に対して韓国ウォンで支払う取扱手数料の換算額が変更になります。新料金はそれぞれ、377 オーストラリアドル、875 イスラエルシェケル、345,000 韓国ウォンです。

(PCT 出願人の手引、附属書 E (AU、IL、KR) が更新されました)

新しい WIPO 資料

Patent Landscape Report: 労働安全衛生 (OHS: Occupational Health and Safety) 技術



最新の WIPO Patent Landscape Report では、重要な OHS 技術分野における世界的な特許活動の包括的且つデータ主導の概要を提供しています。数千件の特許出願を分析することにより、OHS 関連の技術革新における主要なイノベーションの傾向、大手技術開発者や地理的分布を明らかにしています。

毎年、何百万人もの人々が危険な労働環境による影響を受け、労働災害又は労働関連疾患によって 300 万人の命が失われ、4 億人近くの労働者が非致死的傷害に苦しんでいると推定されています。これらの驚くべき数字は、労働安全衛生におけるイノベーションが、人命を守るだけでなく、世界の GDP の 4%近くを占める労働災害に関連する経済的負担を軽減するためにも緊急に必要とされていることを明確に示しています。

本レポートは、以下の 3 つの主要な技術分野に焦点を当てています。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

- AI、センサー、データ分析を使って職場の事故を予測・防止する事故予測技術
- 危険な状況や労働者の健康をリアルタイムで追跡する検知・監視ツール
- 高度な個人用防護具 (PPE: Personal Protection Equipment) やリスクを軽減するように設計された安全システムなどの保護技術

この新しいレポートは、政策立案者、研究者、企業、イノベーターにとって、職場における安全技術の進化を理解するための貴重な資料となります。また、十分な情報に基づいた意思決定を支援し、世界で最も切迫した労働問題の一つに取り組むための協力関係を促進します。

本レポートの全文は、以下のリンク先に掲載されています。

https://www.wipo.int/web-publications/patent-landscape-report-occupational-health-and-safety-ohs/en/index.html

本レポートの背景として、WIPO は、開発アジェンダプロジェクト “Developing Tools for Access to Patent Information” (特許情報へのアクセスツールの開発) の下、公衆衛生、食糧安全保障、気候変動や環境など、途上国や後発開発途上国が特に関心のある分野の Patent Landscape Reports を作成する使命を担っています。Patent Landscape Reports の詳細は、以下のリンク先をご利用下さい。

https://www.wipo.int/publications/en/series/index.jsp?id=137

日本語の PCT 最新情報ウェビナーのご案内

PCT 最新情報「統計・規則改正と ePCT」 と題する本ウェビナーでは、WIPO 統計部より発表された最新データ、2024 年及び 2025 年 7 月 1 日に発効する PCT 規則の改正点、さらに ePCT の機能に関する最新情報を凝縮してお届けします。ウェビナーの最後には Q&A コーナーもございます。

この日本語のウェビナーは、2025 年 6 月 12 日 (木) 日本時間午後 4 時から 4 時 45 分 (中央ヨーロッパ時間午後 9 時から 9 時 45 分) に開催されます (無料)。是非ご参加下さい。 以下のリンクからご登録下さい。

https://wipo-int.zoom.us/webinar/register/9617476589043/WN_2efFR7OpTmqXM9mslRu3og

PCT 関連資料の最新/更新情報

新しい出願人向け ePCT ビデオチュートリアル

出願人向け ePCT ビデオチュートリアルを提供するウェブページ (以下参照) に、ePCT 出願に関するビデオチュートリアルが収録されました。

https://www.wipo.int/pct/en/epct/tutorials.html

この動画では、直接出願モード又は 2 ステップ出願モード (受理官庁である RO/CA、RO/IL、RO/US に対する出願用) を利用し、ePCT にて PCT 出願を行う方法をステップバイステップで解説しています。以下のリンク先からご利用下さい。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

https://www.wipo.int/pct/en/epct/docx-format.html#wipoModal4

新しいウェビナー動画

英語のウェビナー

以下の英語のウェビナーの録画動画（下記に表示された日に配信済み）と

– Mastering ePCT webinar series: ePCT Filing (2025 年 4 月 15 日と 17 日)

ウェビナーで使用された資料は、次のリンク先からご利用下さい。

https://www.wipo.int/pct/ru/seminar/webinars/index.html

実務アドバイス

停電及びインターネットの通信障害が発生した場合に利用可能な救済措置

Q: 私は今日、国内の受理官庁と他の官庁の両方に、新規の PCT 出願と係属中の PCT 出願に関する書類を幾つか提出する必要があります。私の事務所や国内の受理官庁が所在する地域では、停電やインターネットの通信障害が発生することがあります。これらの状況が発生した場合、どうすればよいのでしょうか？出願や書類を期限内に提出できない場合の代替策を教えて下さい。

A: 可能であれば、まず PCT 出願又は他の書類を提出予定の官庁のウェブサイトにアクセスして、利用可能な選択肢を全て確認することをお勧めします。官庁が、利用可能な提出方法に関する情報を国際事務局に通知している場合には、PCT 出願人の手引や ePCT の官庁プロフィールにもそれらの情報が掲載されています。(新規の PCT 出願に関して) 情報が入手できない場合、又は利用可能な選択肢が実行できない場合には、出願人は、受理官庁としての国際事務局に対し、又は出願を受理可能な異なるタイムゾーンにある他の受理官庁に対し PCT 出願を検討することができます。さらに、係属中の出願に関する書類の多くは、国際事務局又は受理官庁、そして該当する場合には国際調査機関若しくは予備審査機関にも提出可能な場合がありますのでご検討下さい。

出願人が、国際出願又は係属中の出願に関する書類を適時に提出するためにあらゆる妥当な代替手段を尽くしたにもかかわらず、期間の徒過を回避することができず、期間を遵守できなかったことによる遅滞の許容を官庁に請求する場合には、以下の通り状況を区別して下さい。

工業所有権の保護に関するパリ条約に基づく優先期間内に新規の国際出願を提出する場合

受理官庁が特定の日に閉庁した旨を公表した場合には (https://pct.wipo.int/ePCTExternal/pages/ClosedDates.xhtml をご参照下さい)、出願人は「翌就業日規則」(パリ条約第 4 条(C)(3)、PCT 規則 2.4(b) 及び 80.5)) の適用を受けることができます。この規則が適用されるケースでは、官庁が通常業務を行う目的で利用者に対して開庁していなかった日に満了した期間は、官庁が再び開庁する翌就業日に満了します。従って、出願人が翌就業日に新規の国際出願をすれば、優先期間は遵守されたものとみなされます。

期間の徒過を回避するためにあらゆる妥当な努力を尽くしたにもかかわらず、優先期間を遵守できなかったのであれば、出願人は、停電又はインターネットの通信障害が発生したことを「不可抗力」と主張

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

して優先権の回復を請求することができます。受理官庁は、各事案それぞれの特定の状況に基づき認定を行います。但し、一部の官庁は、当該制度が自国の国内法令と不適合である旨を通知しているため、優先権の回復手続を適用していません。これらの官庁は、PCT 規則 26 の 2.3(j) に従い提出された不適合を通知している官庁の一覧 (https://www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.html) に記載されています。詳細は PCT ニュースレター 2025 年 1 月号と 2020 年 2 月号の実務アドバイスをご参照下さい。

PCT 規則で定められた期間内に係属中の国際出願に関する書類を提出する場合

出願人が、延長ができない期間内 (例えば、優先権主張の補正又は国際予備審査請求の提出など) に係属中の出願に関連する行為を行う必要があるが、関係官庁も停電による影響を受けているため当該官庁にて認められている電子的な通信手段が利用できない場合には、PCT 規則 82 の 4.2(a) の規定を利用する可能性を検討し、期間の徒過の許容を請求することができます。一部の官庁は、この規則を適用する旨を国際事務局に通知しており、それらの官庁において電子的な通信手段の不通が発生した場合には、当該官庁は国際事務局にもその旨を通知することになっています。それらの官庁における適用条件を含む通知は、WIPO PCT のウェブページ (https://www.wipo.int/pct/en/texts/unavailability.html (訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)) に掲載されています。適用条件が出願人のケースに該当すれば、証拠を提出することなく、関係官庁の定める条件に従い期間に遅滞したことの許容を請求することができます。

出願人側に技術的な問題がある場合、PCT 規則 82 の 4.1 では、特定の不可抗力の事由 (出願人が居住する、営業所を有する又は滞在している地域の電子通信サービスの全般的な不通を含む) により、受理官庁、国際機関又は国際事務局に対し行為を行うための規則に定める期間が遵守されなかったことを示す証拠を提出できる旨が規定されています。停電が広範な地域に及んだこと、その停電は予測又は予見不可能であったこと、且つ利用可能な代替通信手段がなかったことを立証する必要があります (PCT 出願人の手引 - 国際段階 11.065A 項参照)。

立証するための証拠は、適用される期間が満了した後 6 か月以内に管轄官庁、機関又は国際事務局に対し関係官庁の条件を満たすよう提出しなければなりません。官庁は、当該官庁が定めて公表した条件に従って、証拠提出の必要性も放棄することができ (PCT 規則 82 の 4.1(d))、国際事務局も同じく条件を公表しています。証拠提出の必要性が放棄された場合には、出願人は、関係官庁が証拠提出に関する要求を放棄した理由を記載した陳述書を提出するだけで十分です。

PCT 規則 82 の 4 は、PCT 規則で定められている期間に言及する規定であり、パリ条約で定められている優先期間、及び PCT 条約で定められている国内段階移行期間 (第 22 条及び第 39 条) には適用されないことにご留意下さい。

「不可抗力」の状況における優先期間以外の期間の許容に関する詳細は、PCT ニュースレター 2020 年 3 月号と 2020 年 5 月号の実務アドバイスをご参照下さい。

国内段階移行期間（第 22 条及び第 39 条）

指定官庁や選択官庁における救済措置は、関連する国内法令に従って利用することができ (PCT 第 48 条(2)、PCT 規則 82 の 2.2)、これらの官庁は、国内法令と PCT 規則 49.6(f) との間に不適合がある旨を通知していない限り、PCT 規則 49.6 に基づき出願に関する権利を回復する可能性を提供することが求

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

められています (www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.html をご参照下さい)。詳細は、PCT 出願人の手引の該当する国内編をご利用下さい。

www.wipo.int/pct/en/guide/index.html
(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

また、どのような状況においても、関係する国内官庁にお問い合わせされることをお勧めします。

特定の状況において PCT 出願に関する遅滞を許容することを意図した救済措置は存在しますが、当然のことながら、そのような状況を避け可能な限り速やかに出願又は書類を提出することが望ましいといえます。なお、救済措置の手続には追加的な対応が必要であり、全ての締約国において常に受け入れられるとは限らず、利用できるとも限らないことにご留意下さい。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY